

## 予防接種の接種率向上に向けた新宿区の取り組み

### ① 様々な媒体を用いた接種勧奨

感染症の発生及びまん延予防の観点から、定期の予防接種については高い接種率が求められ、特に集団予防を目的とするA類疾病では高い接種率を維持する必要があります。新宿区では、以下の取り組みを実施しています。

- (ア) 予防接種予診票・説明書の個別送付
  - ・接種対象者の保護者へ、接種推奨時期に合わせて予防接種予診票を個別送付
- (イ) 「広報しんじゅく」への掲載（年4回）
- (ウ) 外国語広報紙「しんじゅくニュース」への掲載（年1回）
- (エ) 各特別出張所、指定医療機関、区内掲示板にポスターを掲示
- (オ) 保健センターにおける接種勧奨
  - ・「すくすく赤ちゃん訪問」事業において、「予防接種ガイドブック」の冊子を配付
  - ・3～4か月児健診の際に、「予防接種と子どもの健康」の冊子を配付
  - ・1歳6か月健診時において接種歴を確認し、未接種者に対して接種を勧奨

### ② 麻しん・風しん混合ワクチン（MR）2期の接種率向上に向けた取り組み

定期の予防接種のうちMRワクチンについては、「麻しんに関する特定感染症予防指針」、「風しんに関する特定感染症予防指針」でそれぞれ接種率の目標値が95%以上と定められています。新宿区のMR2期（小学校就学の前年度1年間が対象）の接種率は、平成27年度は84.2%、平成28年度は86.8%と前年度より向上しているものの、依然として目標値に達していないため、接種率向上に向けた取り組みを一層強化していく必要があります。平成28年度は、①の接種勧奨に加え、以下の取り組みを実施しています。

- (ア) 予診票個別送付の際、外国人の方を考慮し、説明書に英文を併記
- (イ) 転入者へ予診票を個別送付（4月下旬）
- (ウ) 未接種者へ接種勧奨ハガキを送付（7月、2月）
- (エ) 保育施設を通じた接種勧奨
  - ・区内保育施設にポスターの掲示を依頼（7月、2月）
  - ・区内保育施設に接種勧奨リーフレットの配布を依頼（2月）
  - ・保育園サーベイランスを通じて、保育園等からの接種勧奨を依頼
- (オ) かかりつけ医を通じた接種勧奨
  - ・医療機関にポスターの掲示を依頼（2月）
  - ・指定医療機関向け予防接種説明会にて、受診時における接種歴の確認及び未接種者への接種勧奨を依頼（3月）
- (カ) 就学時検診の案内に、接種勧奨文書を同封
- (キ) 小学校の入学通知書に、接種勧奨文書を同封

図1

図2

MR2 期未接種者への日本語・英語併記の勧奨ハガキ

(送付時期・・図1：小学校入学前、図2：年長の夏休み前)

図3

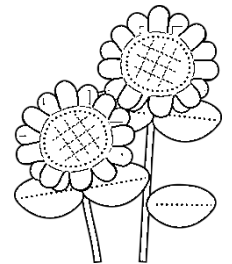
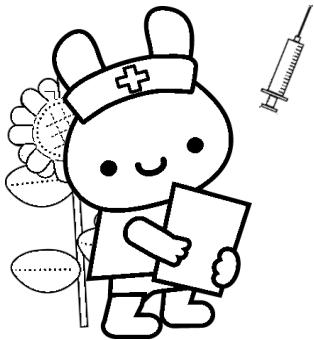
新宿区 HP の外国語版「新宿区で生活を始める方へ (Welcome to Shinjuku City)」

平成 30 年 4 月に小学校に入学するお子さんへ

## MR（麻しん・風しん混合）第 2 期予防接種

はお済みですか？

まだ接種していない方は、  
ぜひ夏休み中に受けましょう



- 麻しん（はしか）は感染力が強く、かかると重篤な肺炎や脳炎を引き起こすこともあります。麻しんを確実に予防するためには 1 歳時の接種に加え、2 回目の接種（MR 第 2 期）が必要です。
- 定期接種の接種期限は平成 30 年 3 月 31 日（土）までです。  
学校等は感染症が流行しやすい場所とされていますので、まだ受けていない方はできるだけお早めに接種してください。接種費用は**無料**です。
- 接種する際には予防接種予診票と母子健康手帳が必要です。予診票は平成 29 年 3 月末頃に区からお送りしていますが、お手元がない方は、保健予防課までお問い合わせください。

### **Get your child vaccinated for MR(Measles/Rubella) 2<sup>nd</sup> dose**

Screening questionnaire was sent around the end of March 2017. If you bring it, you can vaccinate your child at a designated medical facility free of charge. In case you do not have a screening questionnaire, please call the number below.

**Due date: March 31, 2018**

【問合せ】新宿区保健予防課予防係 (in Japanese)  
Tel 03 (5273) 3859

2 回目を接種済みの方に本通知が届いた場合は行き違いですのでご容赦ください。

# MR(麻しん・風しん混合)第2期予防接種は お済みですか？定期接種の接種期限は、 平成30年3月31日(土)までです。

- 麻しん（はしか）は感染力が強く、かかると重篤な肺炎や脳炎を引き起こすこともあります。麻しんを確実に予防するためには1歳時の接種に加え、2回目の接種（MR第2期）が必要です。
- 学校等は感染症が流行しやすい場所とされていますので、まだ受けていない方はできるだけお早めに接種してください。接種費用は**無料**です。
- 接種する際には予防接種予診票と母子健康手帳が必要です。予診票は平成29年3月末頃に区からお送りしていますが、お手元にはない方は、保健予防課までお問い合わせください。



## Get your child vaccinated for MR(Measles/Rubella) 2<sup>nd</sup> dose

Screening questionnaire was sent around the end of March 2017. If you bring it, you can vaccinate your child at designated medical facilities free of charge. In case you do not have a screening questionnaire, please call the number below.

**Due date: March 31, 2018**

【問合せ】新宿区保健予防課予防係 (in Japanese)

Tel 03 (5273) 3859 Fax 03 (5273) 3820

2回目を接種済みの方に本通知が届いた場合は行き違いですのでご容赦ください。

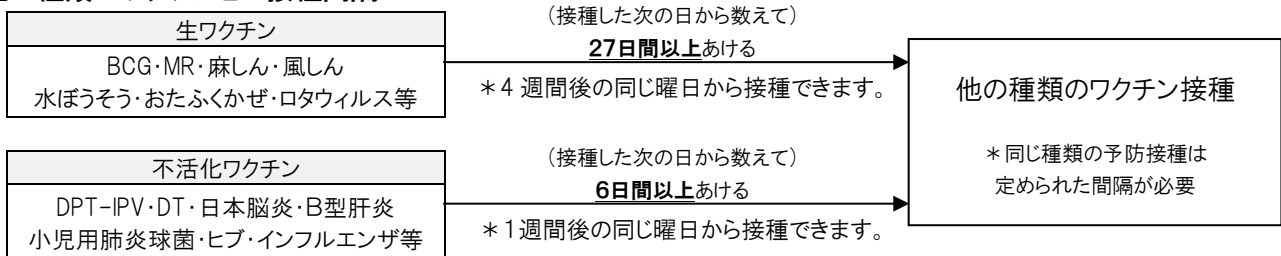
# MR(麻しん風しん混合)第2期予防接種のお知らせ

## Notice of Immunization (MR (Measles and Rubella) 2nd term)

お子さんの予防接種の接種時期になりましたので、予防接種予診票を送付いたします。お子さんを病気から守るために、このお知らせと裏面の説明書をよくお読みになり、できるだけ早く接種してください。

平成29年度 対象者 (Eligible Age)	<b>平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの方</b> (幼稚園・保育園・子ども園等の年長児相当年齢) (Children born between April 2, 2011 and April 1, 2012 (The fiscal year before entrance to elementary school)) ◇ 麻しん(はしか)と風しん(三日ばしか)の両方にかかったことがある方は、接種不要です。
接種期限 (Due Date)	<b>平成30年3月31日 (March 31, 2018)</b> (できるだけ早く接種しましょう。) ◇ 接種期限を過ぎると定期予防接種として接種できません。ただし、長期にわたり療養を必要とする疾病で上記期間に予防接種ができない場合、保健予防課へお問い合わせください。
接種場所 (Place of Immunization)	<b>区が指定する医療機関 (Medical institutions designated by Shinjuku city)</b> (同封の受託医療機関名簿でご確認ください。) ◇ 23区内であれば、他区の予防接種実施医療機関でも接種できます。希望する区にお問い合わせください (Immunizations are also available at medical institutions designated by 23 districts in Tokyo.) ◇ <b>事前に電話で接種の予約をしてください。</b> (Please reserve a medical institution in advance by telephone.) ◇ 母子健康手帳と同封の予診票(質問事項は必ず保護者の方が記入してください。)をお持ちください。 (Please bring your Maternal and Child Health Handbook and the pre-check up slip.) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">☆里帰り出産等の理由により、23区以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に手続きが必要です。手続き方法については、予防接種担当(5273-3859)までお問い合わせいただくか、区ホームページ(<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/yobo01_002244.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/yobo01_002244.html</a>)をご覧ください。なお、接種費用が生じた場合は、償還申請の手続きにより費用をお返しします(ただし、新宿区の接種単価を上限とします)。 (When you wish to immunize children outside 23 districts in Tokyo due to various reasons, you have to follow several steps. Please call Disease Prevention Section of Shinjuku city (Tel: 03-5273-3859 (Japanese only) ) or please visit our website. (<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/yobo01_002244.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/yobo01_002244.html</a>))</div>
自己負担金額 (Charge)	<b>無料 (Free)</b> (決められた医療機関以外で接種する場合は有料)
使用ワクチン (Type)	麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン) (MR vaccine) ◇ 麻しん又は風しんのいずれかにかかったことがある方も、MRワクチンで接種して差し支えありません。麻しん又は風しんの単体ワクチンでの接種を特に希望する方は、保健予防課までお問い合わせください。
その他 (Other)	・ <b>他の種類のワクチンとの接種間隔にご注意ください(下図参照)。</b> ・ <b>保護者以外の方が同伴する場合は、同封の委任状の提出が必要です。</b> ・ 予診の結果、接種ができなかった場合は、再度予診票を送付しますので、保健予防課へお問い合わせください。 ・ 新宿区から転出した場合、同封の予診票は使えません。転出先の区市町村にお問い合わせください。

### ◎他の種類のワクチンとの接種間隔



☆医師が特に必要と認めた場合、2種類以上の予防接種を同時に接種できます。



#### 【お問い合わせ】 (Inquiries (in Japanese))

保健予防課予防係	5273-3859	(Disease Prevention Section,	Tel: 03-5273-3859)
牛込保健センター	3260-6231	(Ushigome Public Health Center,	Tel: 03-3260-6231)
四谷保健センター	3351-5161	(Yotsuya Public Health Center,	Tel: 03-3351-5161)
東新宿保健センター	3200-1026	(Higashi-Shinjuku Public Health Center,	Tel: 03-3200-1026)
落合保健センター	3952-7161	(Ochiai Public Health Center,	Tel: 03-3952-7161)

【参考 図書】 公益財団法人予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康」



実際に接種した日にちを  
下表に記入しましょう。

## 新宿区で実施している予防接種のスケジュール例

お子さんは2歳までに、たくさんのワクチンを接種する機会があります。他の種類のワクチンとの接種間隔が足りないと、接種することはできません。また、複数回接種するワクチンもワクチンの種類によって接種間隔が異なります。以下の表を参考に、接種医と相談しながらお子さんの接種スケジュールを立てましょう。特に、赤ちゃんの体調は変わりやすいので、余裕を持ったスケジュールを心がけましょう。

		誕生日	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	1歳6か月	2歳	
不活化	B型肝炎	定期		①	②					③							母子感染予防を除く
	接種した日にち																
不活化	ヒブ (Hib)	定期		①	②	③									④		
	接種した日にち																
不活化	小児用肺炎球菌	定期		①	②	③									④		
	接種した日にち																
不活化	四種混合 (DPT-IPV)	定期			①	②	③								④		⑤DT (二種混合) :11歳で追加接種 (接種対象: 11歳以上13歳未満)
	接種した日にち																
生	B C G	定期						①									
	接種した日にち																
生	MR (麻しん・風しん混合)	定期												①			①第1期は、1歳になったらすぐに。 ②第2期は、年長児相当年齢。
	接種した日にち																
生	水痘 (みずぼうそう)	定期												①	②		
	接種した日にち																
不活化	日本脳炎	定期															①②は3歳で2回、③は4歳で1回 ④は9歳で1回
	接種した日にち																
生	おたふくかぜ	任意												①			助成対象: 1歳以上小学校就学前まで (1回のみ公費助成) 接種費用: 1回3,000円
	接種した日にち																
不活化	インフルエンザ	任意															毎年、1歳~13歳未満の方へ、9月末に予診票を送付します。生後6か月以上で接種を希望する場合は、保健予防課へお問い合わせください。 【13歳未満の方】2~4週間の間隔で2回【1回目の接種日に13歳に達している方】1回接種でも可能 接種費用: 自己負担あり

生 生ワクチン: 他の種類のワクチンは、4週間後の同じ曜日から接種可能です。

不活化 不活化ワクチン: 他の種類のワクチンは、1週間後の同じ曜日から接種可能です。

同時接種: 同時に複数のワクチンを接種することができますが、接種医の判断によりますので、接種医にご相談ください。

は、定期予防接種の対象期間です。

は、任意予防接種の対象期間です。

← ○ → は、標準接種期間で、丸の中の数字は接種回数です。

《お問い合わせ》

新宿区保健予防課 03-5273-3859  
 牛込保健センター 03-3260-6231  
 四谷保健センター 03-3351-5161  
 東新宿保健センター 03-3200-1026  
 落合保健センター 03-3952-7161